

松江市胃がん施設検診事業（胃内視鏡検査）実施要領

1. 目的

この要領は、松江市が健康増進法に基づき実施する胃がん施設検診（胃内視鏡検査）について必要な事項を定め、胃がんの早期発見、早期治療を推進することにより、市民の健康の保持増進に資することを目的とする。

2. 対象者

松江市内に住所を有する 50 歳以上（年度末年齢）の人で、職場等で検診を受ける機会がない人とし、同一人について 2 年に 1 回行う。

3. 実施主体

実施主体は松江市とし、県、松江市医師会、医療機関等と協力して実施する。

4. 実施機関

島根県環境保健公社、島根県胃がん検診精密検査実施機関、及び鳥取県胃がん検診精密検査実施機関である鳥取県済生会境港総合病院、元町病院で、以下に定める実施方法で検診が実施できる医療機関等（以下「受託機関」という。）とする。

5. 検診の実施

1) 予約受付

受託機関において検診の予約受付を行う。なお、検診当日に必ず当該年度の「がん検診等受診券」（以下「受診券」という。）を持参することを伝える。

検診当日には、受診券により受診資格を確認する。また、検診後に、受診券の該当の場所に受診日及び受託機関名を記入する。

2) 注意事項等の連絡

各受託機関は検診日までに、検診における注意事項等を受診者に連絡する。

3) インフォームド・コンセント

受診者には次の内容について、「胃がん検診説明用紙」等を使用して説明し、インフォームド・コンセントを行い、必ず「松江市胃内視鏡検査同意書(自院読影医療機関用)」、または「松江市胃内視鏡検査同意書(医師会読影医療機関用)」に署名をもらう。

- (1) 検診の目的と検査の内容について
- (2) 検査の利益・不利益について
- (3) 検査による合併症及び検査後の注意点について

- (4) 偶発症について
- (5) 後日再度の胃内視鏡検査（精密検査）が必要と通知される場合があることについて

4) 問診

「松江市胃がん検診記録票（胃内視鏡検査）」により、既往歴、服薬状況、過去の検診受診状況、現在の症状等を聴取する。

5) 胃内視鏡検査

- (1) 実施において、危険を伴うと判断される場合は実施しない。
- (2) 前処置薬の副作用を含め、合併症に十分注意を払うこと。
- (3) 実施にあたっては日本消化器がん検診学会による「対策型検診のための胃内視鏡検診マニュアル」（以下「マニュアル」という。）に沿って実施するものとする。
- (4) 内視鏡画像の撮影コマ数は40～50コマとし、撮影部位はマニュアルを参考とし撮影する。ただし、病変が存在すれば、必要に応じて追加撮影するものとする。
- (5) 悪性疾患が疑われる症例については、内視鏡下における生検の同時実施も可能とする。（ただし、生検は保険診療となる）

①対策型胃内視鏡検診では、「胃がん疑い」のない良性疾患（胃炎を含む）に対する同時生検は、原則として認められない。「念のため」や「悪性否定」を目的とした同時生検は実施しない。同時生検の実施にあたっては、対象病変に対する慎重な内視鏡観察と安全性の確認が求められる。検査医は、同時生検の実施を必要最小限にとどめるよう努めなければならない。一方、「胃がん疑い」となる病変であっても、ア．止血困難な出血リスクが高い場合、イ．生検により病変存在が不明となる恐れがある場合、ウ．生検痕が治療の障害となる恐れがある場合、はあえて同時生検は実施せず専門医に紹介しても構わない。

②胃以外の臓器に対する同時生検の実施について

咽頭癌や食道がん、十二指腸がんなどの「胃以外の悪性腫瘍」は、胃がん検診としては目的外の病変である。これらの胃以外の悪性腫瘍を疑う病変を発見した場合は、胃がん検診としての胃内視鏡検査が完了したのち、検査医の責任において受診者に対して追加検査の必要性を説明し、診断や治療に必要な医療行為を保険診療として実施することが望ましい。専門医療機関に紹介して、追加検査の実施を依頼することでもよい。ただし、読影医にはダブルチェックの参考情報として胃以外の悪性腫瘍を疑う所見があったため、後日、検査医が追加検査を実施もしくは専門医に紹介したなどの情報を提供する。しかしながら、検査医が胃以外の臓器に対する同時生検が必要と判断した場

合、たとえば胃以外の悪性腫瘍を疑う病変の迅速な診断が治療紹介に必要であるなどと判断した場合には、胃内視鏡検診において胃以外の臓器に対する同時生検を実施することを阻むものではない。

- (6) 検診による偶発症が起こった場合は、適切な処置を行い、速やかに「胃がん検診偶発症報告書」に記入のうえ松江市に報告する。
- (7) マニュアルに基づき、原則として、胃内視鏡検査時の鎮静を目的とした鎮痛薬・鎮静薬は原則として使用しないこととする。

6) 読影

読影は、全症例として消化器内視鏡検査に十分な経験を有する2名以上の医師によって行うものとする。なお、胃粘膜の萎縮の判定については、読影委員会による判定基準を参照すること。

- (1) 玉造病院、松江記念病院、松江市立病院、松江赤十字病院、島根県環境保健公社、出雲徳洲会病院、鳥取県済生会境港総合病院、元町病院以外の医療機関は、松江市医師会読影会で読影を実施する。
- (2) 松江市医師会読影会で読影を行う受託機関は、読影会の開催にあわせて松江市医師会に「胃内視鏡検査読影名簿」、画像（JPEG 画像または写真）及び「松江市胃がん検診記録票（胃内視鏡検査）」を提出する。

7) 画像点検

- (1) 胃がん検診事業運営委員会及び読影委員会から各医師1名の2名体制で行う。
- (2) 対象症例は、当月に読影会に提出された全医療機関の症例について、1医療機関あたり無作為に抽出した1例とする。
- (3) 点検項目は「松江市胃がん検診内視鏡画像評価」にある項目で行う。
- (4) 画像点検の評価結果は、各医療機関へ報告する。

6. 検診結果の判定区分及び指導内容

結果の判定区分及び指導内容については、別表のとおりとする。

7. 検診結果の通知・報告

1) 受診者への結果通知

受託機関は、検診結果判定後、速やかに「松江市胃がん検診記録票（胃内視鏡検査）（本人用）」を受診者へ通知する。要精密検査の者については、「松江市胃がん検診精密検査依頼書（紹介状）兼結果報告書」を作成し、松江市返信用封筒等を添え、精密検査実施機関へ速やかに受診するよう指導する。

2) 市への結果報告

- (1) 受託機関は検診結果判定後、「胃がん施設検診総括表」（「胃がん施設検診総括表（胃内視鏡のみ）」または「胃がん施設検診総括表（胃部エックス線・胃内

視鏡)、「松江市胃がん検診記録票(胃内視鏡検査)(松江市用)」、「松江市胃内視鏡検査同意書(自院読影医療機関用)」(または「松江市胃内視鏡検査同意書(医師会読影医療機関用)」)及びその他必要書類を揃えて速やかに松江市へ報告する。

- (2) 松江市は、(1)を受理したときは速やかに内容を確認し、修正が必要な場合は当該受託機関に修正を依頼する。その場合、受託機関は遅滞なく修正を行い、松江市に報告する。

8. 検診に係る情報の帰属

受託機関が検診を通じて収集した情報は、全て松江市に帰属する。

9. 検診の事業評価

胃がん検診の実施にあたっては、適切な方法及び精度管理の下に実施することが不可欠であることから、松江市は別紙1「胃がん検診のためのチェックリスト(市区町村用)」を用い、当該点検表に記載された事項が確実に実施されているか確認を行い、検診の実施状況を把握した上で松江市医師会、受託機関等関係者と十分協議を行い、実施体制の整備に努めるものとする。また、島根県生活習慣病検診管理指導協議会における検討結果を踏まえ、その指導又は助言に基づき、検診実施機関の選定や実施方法等の改善を行うこととする。

なお、胃がん検診における事業評価の基本的な考え方は、令和5年6月に厚生労働省がん検診のあり方に関する検討会において取りまとめた報告書「がん検診事業のあり方について」(以下「報告書」という。)を参照することとする。

10. 受託機関の責務

- 1) 受託機関は、適切な方法及び精度管理の下で胃がん検診が円滑に実施されるよう、別紙2-1「胃がん検診のためのチェックリスト(検診実施機関用)」を用い、当該点検表に記載された事項が確実に実施されているか確認を行い、精度管理に努める。また、松江市胃がん検診事業運営委員会及び島根県生活習慣病検診管理指導協議会における検討結果を踏まえ、その指導又は助言に従い、実施方法等の改善に努める。
- 2) 受託機関は、胃がん検診が円滑かつ適切に実施されるよう、マニュアルにそって精度管理を行わなければならない。
- 3) 受託機関は、読影医からの指摘事項に対しては、その結果を速やかに「読影結果報告書」により、報告しなければならない。
- 4) 受託機関は、読影会及び松江市胃がん検診事業運営委員会が勧める研修会等への参加をしなければならない。
- 5) 受託機関は、偶発症等に対応できるように、適切な対応マニュアルを整備しなければ

ばならない。

- 6) 受託機関は、松江市及び精密検査実施機関と連絡を取り、要精検者の精密検査結果の把握に努めなければならない。

1 1. 安全対策の策定

松江市は、胃がん検診事業検討会議とともに、検診実施機関で発生した全ての偶発症の発生頻度や重症度、原因や対処などを解析し、安全対策を策定し、その徹底を検診実施機関に求めなければならない。

1 2. 精密検査等結果の取り扱いと未受診者の追跡調査

- 1) 受託機関及び精密検査実施機関は、精密検査受診者の検診結果を松江市に報告する。
- 2) 「松江市胃がん検診精密検査依頼書（紹介状）兼結果報告書」により診察した精密検査実施機関は、松江市返信用封筒にて様式第「松江市胃がん検診精密検査依頼書（紹介状）兼結果報告書（松江市用）」及び「松江市胃がん検診精密検査依頼書（紹介状）兼結果報告書（検診実施機関用）」を松江市に提出する。松江市は提出された「松江市胃がん検診精密検査依頼書（紹介状）兼結果報告書（検診実施機関用）」を受託機関へ転送する。
- 3) 松江市は、松江市胃がん検診精密検査依頼書（紹介状）兼結果報告書（松江市用）」及び「松江市胃がん検診精密検査依頼書（紹介状）兼結果報告書（検診実施機関用）」の提出のない要精検者について、時期を定めて受託機関に「松江市胃がん検診精密検査照会票」を用いて照会する。照会のあった受託機関は、精密検査実施機関と連絡を取り、該当者の精密検査結果の把握及び受診勧奨を行い、送付された「松江市胃がん検診精密検査照会票」にて松江市に返信する。（追跡調査の実施）
- 4) 松江市は、3) の追跡調査で精密検査受診状況を把握できない要精検者について訪問、電話等で受診状況を確認する。把握できた未受診者に対して、改めて精密検査受診勧奨を行う。

1 3. 最終診断調査の実施

- 1) 松江市は精度管理の一環として、松江市胃がん検診事業運営委員会で定めた「胃がん検診最終診断調査票」により、時期を定めて受託機関に最終診断調査を依頼する。
- 2) 受託機関は、精密検査実施機関等関係機関と連絡を取り、最終診断及び治療結果の把握に努め、送付された「胃がん検診最終診断調査票」に記入し松江市へ提出する。
- 3) 松江市は、把握した最終診断調査結果について、松江市胃がん検診事業運営委員会で報告し、胃内視鏡検査の精度管理に努める。

1 4. 記録の整備と管理

- 1) 受託機関は、問診も含めた検診結果及び内視鏡画像を、少なくとも5年間保存しな

ければならない。

- 2) 松江市は、検診受診者の氏名、性別、生年月日、年齢、住所、過去の検診状況、受診結果、要精検とされた者の精密検査結果、最終診断調査結果に係る記録等の整備と管理を行う。

15. 個人情報の保護

松江市、受託機関等の関係者は、検診結果の取扱いに特に留意し、秘密を保持しなければならない。

16. 委託契約の締結

松江市と受託機関等は、この実施要領に基づく事業、及び松江市がん検診等実施要綱に基づく検診料金の収納業務について委託契約を締結し、事業を実施するものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年9月1日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表

胃内視鏡検査の判定区分及び指導内容

判定区分	記録票の表記	指導内容
異常なし	「現在のところ異常ありません」	現時点で異常所見は認められないため、2年に1回の検診を勧奨する。
軽度所見有	「軽度の所見を認めますが、今のところ問題ありません。」	軽度の所見が認められるものの特に治療等の必要はないため、2年に1回の検診を勧奨する。
経過観察	「要観察」	精密検査を必要としないが異常所見が認められるため、定期的に経過を観察する必要があることを指導する。 検診は2年に1回であることを説明したうえで、具体的に受診時期を定め、保険診療となることを説明する。
要精密検査	「要精密検査 A」	生検を実施した結果、異常がなかったことなどを説明し、定期的な検査をする必要があることを指導する。
	「要精密検査 B」	異常所見が認められるため、速やかに専門医療機関で精密検査を受診するよう指導する。 紹介状と、加入する公的医療保険を証するものを持参することも伝える。
要治療	「要治療」	異常所見が認められるため、速やかに治療を受ける必要があることを指導する。